

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年8月5日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100007号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100010号

## 第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成26年3月1日から平成27年4月1日までの期間及び平成29年9月1日から平成30年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年3月から平成27年3月までの標準報酬月額については50万円から53万円、平成29年9月から平成30年9月までの標準報酬月額については41万円から53万円とする。

平成26年3月から平成27年3月までの期間及び平成29年9月から平成30年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年3月から平成27年3月までの期間及び平成29年9月から平成30年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成26年1月4日から同年3月1日までの期間、平成27年4月1日から同年9月1日までの期間及び平成28年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年1月及び同年2月並びに平成27年4月から同年8月までの期間の標準報酬月額については50万円から53万円、平成28年9月の標準報酬月額については41万円から53万円とする。

平成26年1月及び同年2月、平成27年4月から同年8月までの期間並びに平成28年9月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、請求者のA社における平成30年10月1日から平成31年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年10月から平成31年1月までの標準報酬月額については41万円から53万円とする。

平成30年10月から平成31年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 1 月 4 日から平成 31 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、私がA社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際に支給された給与及び控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額より低額になっている期間があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 26 年 3 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの期間及び平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 10 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、事業主から提出された請求者に係る源泉徴収簿及び日本年金機構の回答（以下「給与明細書等」という。）により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び事業主から提出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から提出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 26 年 3 月から平成 27 年 3 月までの期間及び平成 29 年 9 月から平成 30 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、53 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 3 月から平成 27 年 3 月までの期間及び平成 29 年 9 月から平成 30 年 9 月までの期間について、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成 26 年 1 月 4 日から同年 3 月 1 日までの期間、平成 27 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 28 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、給与明細書等により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

また、給与明細書等により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額と同額であることが認められる。

したがって、請求者の平成 26 年 1 月及び同年 2 月、平成 27 年 4 月から同年 8 月までの期間並びに平成 28 年 9 月に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法による訂正は認められないものの、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、53 万円とすることが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 2 月 1 日までの期間について、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなるところ、給与明細書等から判断すると、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、平成 30 年 10 月から平成 31 年 1 月までの期間は 53 万円であると認められる。

したがって、請求者の平成 30 年 10 月から平成 31 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額については、53 万円とすることが必要である。

なお、上記の訂正後の標準報酬月額については、訂正請求日後に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅したことから、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

4 請求期間のうち、平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 9 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間については、給与明細書等により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100012号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2100007号

## 第1 結論

昭和56年\*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年\*月から昭和58年3月まで

私が20歳になった昭和56年\*月頃に、当時大学生だった私の為に母がA町役場で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたはずである。請求期間について、国民年金に未加入と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和56年\*月頃に請求者の母親がA町役場で請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索並びに国民年金手帳記号番号払出簿による請求期間にA町で払い出された記号番号の全件調査を行ったところ、請求者に記号番号が払い出された形跡は見当たらず、国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与していない上、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母親からは、請求者の請求期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができなかった。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。